

# 規律・フェアプレー委員会運営要綱

## 第1条 適用

この要綱は(公財)茨城県サッカー協会第1種委員会(以下本会という)の規律・フェアプレー委員会(以下委員会という)の運営について定めたものである。

## 第2条 任務と事業

本会に加盟したチーム、選手に対し、競技におけるフェアプレー尊重の徹底とアンフェアな行為の防止を図ると共に、本会の諸規程の遵守を徹底し、サッカー競技の発展と運営に期するものとする。

### 1. 懲罰処分の管理全般

(1) 2試合以内の出場停止、サッカー関連活動の停止を決定する。

(2) 3試合以上6ヶ月未満の懲罰については県規律委員会に懲罰案を諮り、懲罰の決定を受ける。

### 2. フェアプレーチーム賞の決定

### 3. 本会の主催する公式試合の視察

### 4. その他必要な事項

## 第3条

委員会は次の委員をもって組織する。

### 1. 責任者：1名

### 2. 委員：リーグ運営責任者 他若干名

## 第4条 懲罰基準

懲罰は(公財)日本サッカー協会懲罰規程に基づいて処理する。

## 第5条 会議

1. 委員会は随時責任者が召集する。

2. 違反行為があった場合にはすみやかに会議を召集し、第4条に基づき裁定する。

3. 責任者は緊急を要する事項について先決することが出来る。この場合、すみやかに委員会に状況を報告する。

## 第6条 通告

1. 決定した違反行為に対する懲罰は該当チーム及び対象者本人、審判委員会、リーグ運営委員、ブロック幹事へ通告すると共に県規律委員会・県協会事務局へ報告する。

2. 通告書は所定の書式で作成し管理番号を付してPDFで保存する。

3. 通告は電子メール、FAX、郵送とする。

## 第7条 表彰

1. リーグ戦及びトーナメント大会においてフェアプレーチーム賞に該当するチームを表彰する。

2. フェアプレーチーム賞は下記事項の結果を基に委員会において該当チームの有無を決定する。

(1) 1試合当たりの反則ポイントが基準ポイント以下であること

①リーグ戦：反則ポイント＝違反ポイントの合計点÷試合数

②トーナメント：反則ポイント＝違反ポイントの合計点÷試合数

(2) トーナメント大会は、準決勝まで進出していること

(3) チームマナー(ゲームマナー、ベンチマナー、規約類の遵守状況等)に優れていること

- ①リーグ戦：リーグ運営委員会の推薦結果
  - ②トーナメント：委員会委員及び大会運営役員の視察結果
  - (4) 上記事項の結果から数チームまでを表彰の対象とする。
3. 違反ポイントの計算は下記の合計点とする。
- (1) 警告1回：1点
  - (2) 退場1回：3点
  - (3) 出場停止1試合：3点
4. 基準ポイントは下記による。
- 基準ポイント＝0.75

(付 則)

- 1. 本規程は第1種委員会役員会の議決を経て改定することができる。
- 2. 本規程は平成12年4月1日から施行する。
- 3. 本規程は平成19年4月1日から施行する。
- 4. 本規程は平成23年4月1日から施行する。
- 5. 本規程は平成25年4月1日から施行する。
- 6. 本規程は令和2年4月1日から施行する。